

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめにおける基本4原則（各クラスで周知）

- ① いじめは、いつでも、誰に対しても起こりえることである。
- ② いじめは絶対に許さない。
- ③ いじめは、どんな理由があろうといじめた児童が悪い。
- ④ いじめた児童もいじめられた児童も、本校の大切な児童である。

2 学校いじめ対策委員会について

(1) 構成員 校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、SC、ゆりのき教諭、当該児童及び関係児童の学級担任、学年主任

(2) 役割

- ① 学校基本方針に基づく取組みの実施及び具体的な年間計画の作成
- ② 具体的で実効性のある校内研修の企画（年1回以上実施）
- ③ いじめの実態把握及び情報収集
- ④ 児童への指導や支援体制・対応方針の決定
- ⑤ いじめ事案に関する事実関係の調査
- ⑥ 再発防止に向けた取組みの実施

(3) 学校サポートチームの構成員

警察職員、児童相談所福祉司、子ども家庭支援センター職員、主任児童委員、民生・児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から事案の状況に応じて決定する。

3 いじめ防止のための取組

いじめられた児童の心に寄り添った対応を第一に取り組むとともに、加害側の児童に対してもしっかりと指導を行う。その際、一方的な指導のみに頼らず、いじめに至った経緯や理由を十分に聞き取りながら、いじめの行為がしてはいけないことを粘り強く指導し、二度といじめをしないようにする。

(1) いじめの未然防止

いじめを許さない校風の醸成をとおして、いじめの未然防止につとめる。未然防止の基本は、「児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に取り組めるよう、授業づくりや集団づくりを行う。

また、一人一人の児童が集団の一員としての自己有用感、自己肯定感をもって学校生活をおくることができるようにする。

- ① 「目黒区立学校人権感覚チェックシート」や「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用したセルフチェックや校内研修の実施をととした教員の意識の向上
- ② 人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、思いやりの心、生命、人権を大切にする態度の育成
- ③ 丁寧で分かりやすい授業の実践
- ④ 体験活動、言語活動等をととしたコミュニケーション能力の育成
- ⑤ 学校行事・学級経営の充実を図るとともに望ましい集団活動の育成
- ⑥ 学級活動（係活動や班活動等）の充実を図るとともに、望ましい人間関係の構築に向けた支援
- ⑦ 学校生活をよりよいものにするための委員会活動の実施及び充実
- ⑧ たてわり班活動やピアサポート等の異年齢集団による体験活動や遊び活動の充実
- ⑨ 児童がいじめの未然防止について主体的に考える活動の充実
- ⑩ 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施、事前・事後の取組の充実
- ⑪ 児童会や地域教育懇談会の主催によるあいさつ運動等の実施・充実

（２）いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、どんなに些細な兆候であっても、いじめとの疑いをもって早期に関わりをもち、いじめを積極的に認知することが必要である。そのために、教職員は平素から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないアンテナを高く保つ。合わせて、教職員相互の積極的な情報交換を基にして、情報の共有を図る。いじめの早期発見のために、以下のような具体的な取り組みを行う。

- ① 年４回以上の定期的なアンケート調査の実施
記名によるアンケート調査を年３回以上、無記名によるアンケート調査を年１回以上実施する。（ふれあい月間）
- ② 定期的な個人面談の実施
児童と学級担任やSC等との個人面談を年に１度実施し、児童の取り巻く環境や悩み事等を把握する。
- ③ 校内巡回等をととした児童の観察
全教員で休み時間等に校内巡回等を行い、児童の変化を複層的な視点からいち早く把握し、いじめの未然防止や早期発見に努めるとともに、学校全体で児童を見守っているというメッセージを発する。
- ④ 学校だより・学級だよりや保護者会の積極的な活用
学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが保護者からの早期の情報提供につながる。そのために、学校だより・学級だよりや保護者会により、日頃から「学校いじめ防止基本方針」等について説明する。
- ⑤ 保護者への支援・助言
保護者が相談しやすい環境を整え、教員及びスクールカウンセラー等による保護者への適切な支援・助言を行う。
- ⑥ 関係機関との日頃からの連携
学校以外の児童の様子を把握するために、日頃から児童館、学童保育クラブ及びランランひろばの職員や担当者との連絡を密にするとともに、いじめが疑われる場合は、直ちに情報の提供を依頼する。

（３）いじめの早期対応

いじめを認知し、またはいじめの通報を受けた場合は、以下のような教職員全員の共通理解のもと、保護者と協力し、組織的な対応を速やかに行う。

① いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケアの実施

児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童が抱える課題や悩みを理解する等の教育的配慮の下、再発防止に向けて毅然とした態度で適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

② 警察との連携

いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められた場合や、児童の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるおそれがある場合等は、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害児童及び保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。

③ 学校全体での対応

いじめについて把握した情報に基づき、いじめ問題の解決のための適切な対応方針を決定し、学校全体で対応方針を共有して取り組む。迅速かつ適切な対応を行うために、学校いじめ対策委員会を核として、迅速に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童への指導、周囲の児童のケアについて、教職員の役割分担の明確化を図る。

④ 教育委員会との情報共有

把握した情報に基づいて「いじめに関する児童の記録（個票）」を作成し、学校全体で共有するとともに、教育委員会への提出をもって教育委員会とも情報共有を図る。

⑤ 持続的・継続的な対応

いじめは簡単に解決しないことを認識し、指導後も持続的・継続的に指導後も十分に様子を見守っていく。問題が一見解決したかに見えても、表面的に収まっているだけであることを想定し、二次的ないじめの発生を抑え、いじめの陰湿化を防止するためにも、事後も被害児童の定期的なカウンセリング等を行い、粘り強く見守り続ける。

(4) 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との何らかのトラブルが生じた際に、その事実を表現することが困難な場合がある。

① 学級担任と特別支援学級担任の連携

日頃より相互の連携を密に行い、それぞれの学級での発言内容、表情及び行動の変化等について情報を交換する。また個別指導計画や交流及び共同学習について、指導方針を共有する。

② 教員の目が行き届く見守り体制づくり

清掃活動、休み時間等、学級担任一人で見守ることが困難な時間帯については、全教職員で対応できるよう体制づくりを行う。

③ 全教職員での情報共有

職員会議や生活指導夕会、児童理解全体会等の場を活用し、当該児童に関わる情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめの対応について

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、早期発見、早期対応を図る。

① インターネットを使用したいじめの未然防止

電子メールやLINE、SNS等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、全教職員で情報モラル教育を計画的に実施し、児童、保護者、地域への啓発に努め、インターネットを使いたいじめの未然防止に努める。

② 保護者への啓発

保護者会、家庭教育学級等をととして、電子メール、LINE、SNS等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについての話題を取り入れながら、保護者への啓発を図っていく。

③ 関係機関との連携

インターネット等を使用したいじめを認知した場合は、書き込まれた文章や画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、警察や教育委員会等の関係機関と連携し早期発見、早期対応を図る。

(6) 年間計画の作成 (ある1年の様子)

月	児童	教職員	保護者・地域	留意事項等
4	・学級開き ・学級目標づくり ・1年生を迎える会	・第1回いじめ対策委員会 (対策方針の確認、周知) ・児童理解のための引継ぎ ・いじめ防止対策方針の確認 ・学校SCの紹介	・学校だより ・保護者会 ・学級だより	・いじめを許さない学校、学級づくりをしていくことを話す。
5	・みんなで協力して作り上げる運動会	・児童理解のための保護者との連携	・家庭訪問	・運動会の練習をととして、みんなで協力する大切さを理解させる。
6	<ふれあい月間> ・いじめに関するアンケート実施 ・思いやり等の道徳の授業 ・学校SCによる5年生の全員面談	・学校長による全校講話 ・児童理解全体会 ・教職員へのいじめ防止対策研修① ・道徳の授業の実施 ・アンケート記入内容に関する児童への聞き取り ・第2回いじめ対策委員会 (アンケート結果の分析、対応)	・学校公開日	・道徳授業地区公開講座で、思いやりや自他の尊重などを取り上げる。
7	・学校SCによる5年生の全員面談	・夏休み中の安全指導 (特に友達との関わり)	・保護者会 ・個人面談	・夏休み中の生活の仕方を指導しておく。
9	・無記名式いじめアンケートの実施	・夏休み後の児童観察 ・アンケート結果を踏まえた児童観察 ・第3回いじめ対策委員会 (アンケートを踏まえての対応)	・保護者会 ・学校公開日	・夏休み後の、児童の変化を把握し、共通理解する。
10	・みんなで作り上げる学習発表会、音楽会、展覧会の実施	・全員で協力して作り上げる行事の実施	・通知表	・行事を活用して、いじめを許さない学級作りを進める。
11	<ふれあい月間> ・いじめに関するアンケート実施 ・思いやり等の道徳の授業	・学校長による全校講話 ・道徳の授業の実施 ・教職員へのいじめ防止対策研修② ・アンケート記入内容に関する児童への聞き取り ・第4回いじめ対策委員会 (アンケート結果の分析、対応)	・学習発表会、音楽会または展覧会	・6月のアンケート結果と比較して、児童の状況を把握する。
12	<いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議に向けて> ・全学級でのいじめのない学級作りのための話し合い ・5年生によるいじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の参加	・いじめのない学級にするためにどうしたらいいか話し合いの時間をとる。	・個人面談 ・保護者会	・11月実施のアンケート結果や児童の実態を踏まえて、保護者と共通理解を図る。
1	・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の全校への報告(5年) ・5年生の報告を受けての各学級での話し合い	・5年生による報告を踏まえて各学級で取り組んでいくことを話し合わせる。	・学校公開	・残り3か月の過ごし方をしっかりと考えさせる。
2	<ふれあい月間> ・いじめに関するアンケート実施 ・思いやり等の道徳の授業	・学校長による全校講話 ・道徳の授業の実施 ・教職員へのいじめ防止対策研修③	・学校だより	・進学、進級を意識させ、目標をきちんともたせる。

		・アンケート記入内容に関する児童への聞き取り ・第5回いじめ対策委員会 (アンケート結果の分析、対応)		
3	・1年間の振り返り ・自分や友達の成長を振り返る。	・振り返りの時間を確保し、成長したことを共通理解する。	・保護者会 ・通知表	・1年間の取り組みを振り返る。
通年	・元気のよいあいさつ ・正しい言葉遣い ・困ったことはすぐに相談する。	・小さな変化も見落とさない児童観察 ・いつでも相談できる雰囲気作り	・学校との連携、協力	
<いじめ対策委員会の実施> ① 定例会 年5回実施 ② 臨時会 いじめまたはいじめが疑われる事案が発生したら、その日のうちに臨時会を開き、現状分析や今後の対策を協議する。事案の解消までは、必要に応じて随時開催する。				

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味（「いじめ防止対策推進法第28条」より）

ア いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・その他重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合

イ いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合

- ・「相当の期間」とは、国のいじめ防止対策基本方針での不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。

※ただし、日数だけでなく、児童の状況等個々のケースについて十分に把握して対応する。

児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で「いじめの結果ではない」又は「重大事態と言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして教育委員会教育指導課に報告した上で、調査等を行う。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる事案が発生した場合は、学校は速やかに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通して、文部科学省に報告する。

③ 重大事態の調査主体と調査組織

重大事態の調査は、対象事案に応じて教育委員会が、「学校が主体となって行う調査」か「教育委員会が主体となって行う調査」か判断する。「学校が主体となって行う調査」を行うと教育委員会が判断した場合は、以下のような調査組織を設置し、調査を実施する。

「学校いじめ対策委員会」を母体として、学校サポートチームを加えるなど、公平性・中立性の確保に努め、学校長が調査組織を設置する。

④ 重大事態の調査の実施

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事

態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う」とされている。

『事実関係を明確にする』とは、いじめ行為について

- ・いつ（いつ頃）から・誰から行われ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情・学校の対応等

可能な限り網羅的に明確にする。

その際、因果関係の特定だけを急ぐのではなく、以下のア、イの点に配慮して客観的な事実関係を正確に調査する。アンケート等質問票を使用する際は、あらかじめ調査対象の児童や保護者に説明する。

＜いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合＞

- ・十分な聞き取りを行う。
- ・被害児童に不利益がないよう、被害児童を守ることを最優先にした調査を行う。
 - いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - いじめを受けた児童の事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的な対応を行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

＜いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合＞

- ・保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について保護者と協議をして調査を始める。
- ・在籍児童や教職員に対する聞き取りや質問紙調査を行う。

＜自殺の背景調査における留意事項＞

亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

背景調査方法について

- ① 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 児童や保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ いじめの疑いが背景に疑われる場合は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 調査を行うにあたり、以下の点を遺族と合意しておく。
 - ・調査の目的、目標
 - ・調査を行う組織の構成
 - ・調査期間や方法
 - ・入手した資料の取り扱い
 - ・遺族に対する説明のあり方
 - ・調査方法の公表に関する方針等
- ⑤ 偏りのない資料や情報を多く収集し、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑥ 分析評価には、専門的知識及び経験を有する方の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦ 情報発信については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

⑤ その他の留意事項

- 全貌が明らかになっていない場合など、必要に応じて、調査資料の再分析や、新しい調査を行う。
- 児童に関して出席停止措置の活用や、被害児童保護者が希望する場合には、就学校の指定変更や区域外就学等の弾力的な対応について教育委員会と連携をとっていく。
- 児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校を取り戻すための支援に努めると共に、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮を行う。
- 児童を見守る必要があることから、主任児童委員や民生児童委員などの地域の人材と積極的に連携し、地域での児童の様子を見守り・巡回を依頼する。

⑥ 重大事態の調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供
 - 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及び保護者に適時、適切な方法で提供する。その際、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して、適切に提供する。
- 重大事態の調査結果の報告
 - 調査によって明らかになった事実関係について、教育委員会に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見を含めた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。